

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等  
について提出された意見の提出者の一覧

(受付順、敬称略)

意見提出者 (計 9 件)		
受付	意見受付日	意見提出者
1	令和元年 6 月 22 日	個人
2	令和元年 6 月 23 日	個人
3	令和元年 7 月 22 日	一般社団法人テレコムサービス協会
4	令和元年 7 月 22 日	公正取引委員会事務総局経済取引局調整課
5	令和元年 7 月 22 日	UQ コミュニケーションズ株式会社
6	令和元年 7 月 22 日	KDDI 株式会社
7	令和元年 7 月 22 日	ソフトバンク株式会社
8	令和元年 7 月 22 日	Wireless City Planning 株式会社
9	令和元年 7 月 22 日	個人

# 意見書

令和元年6月22日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号  
住所  
氏名

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等（新旧対照表）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 別紙

日本国における既得権益での「MNO（移動体通信事業者）」の「財閥企業（大企業）」が、独占している構造なので、「MVNO（仮想移動体通信事業者）」の参入には、私し個人は賛成です。要約すると、「MVNO（仮想移動体通信事業者）」の構造では、SIMカードのロック解除の状態での端末で、「APN（アクセスポイントネーム）」を融合していると思いますので、データ通信での「VPN（バーチャルプライベートネットワーク）」におけるサイバーセキュリティー対策が必要と、私は思います。

以 上

# 意見書

令和元年6月23日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号  
住所  
氏名

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等（新旧対照表）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 別紙

ソフトバンクのAndroid sim にて他の sim フリー機種に入れても IMEI 制限がかけられて使用出来ない。ソフトバンクからの高い機種を使用しなければならず負担になります。なぜこのような仕様にしたのかまたそれを解除出来ないのか

以 上

# 意見書

令和元年7月22日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 103-0013

住所

とうきょうとちゅうおうくにほんぼしにんぎょうちょう  
東京都中央区日本橋人形町3-10-2

フローラビル8階

氏名

いっぽんしゃだんほうじん  
一般社団法人テレコムサービス協会

かいちょう すずき こういち  
会長 鈴木 幸一

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等（新旧対照表）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	御意見
他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する告示案	<p>特定移動端末設備のシェアが 10%を超えている全国 BWA 事業者 2 社の設置する電気通信設備を指定し、第二種指定電気通信設備制度を適用することに賛同いたします。</p> <p>当協会 MVNO 委員会が公表した「MVNO の事業環境の整備に関する新政策提言」（2018 年 10 月 18 日）のとおり、全国 BWA 事業者 2 社への第二種指定電気通信設備制度の適用により、当該事業者が設定する接続料の公平性、適正性、透明性が確保され、ひいてはモバイル市場における健全な競争環境の整備に資すると考えます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

意見書

令和元年7月22日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 あて

郵便番号 100-8987

住所（所在地）とうきょうとちよだくかすみがせき東京都千代田区霞が関1-1-1

ちゅうおうごうどうちょうしゃだい6ごうかんBとう  
中央合同庁舎第6号館B棟

氏名（法人又は団体名等）こうせいとりひきいんかいじむそうきょく公正取引委員会事務総局

けいざいとりひききょくちようせいか  
経済取引局調整課

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等（新旧対照表）」に関し、別紙  
のとおり意見を提出します。



該当箇所	御意見
<p>「複数事業者の第二種指定電気通信設備の連携に係る規定整備」関係（電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 3 第 1 項及び同項に基づく様式 17 の 4 の 2～8，同規則第 23 条の 9 の 4，同規則第 23 条の 9 の 5，第二種指定電気通信設備接続料規則第 16 条，MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン）</p>	<p><b>【意見】</b></p> <p>本規定整備は，現在，全国 BWA 事業者が関連会社である携帯電話事業者と一体で「電波利用の連携」を行うなどによりデータ伝送役務の提供を行っている実態を前提としたものと考えられるが，今後，競争関係にある電気通信事業者同士により「二以上の事業者が法定機能の全部又は一部をそれらの第二種指定電気通信設備により実現する場合」が生じることとなった場合には，独占禁止法上の問題が生じることのないよう，接続料の算定に係る規定を見直すべきである。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>本規定整備により，二以上の事業者が法定機能の全部又は一部をそれらの第二種指定電気通信設備により実現する場合には，当該事業者が協力して接続料の算定等（例，電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 3 に基づく届出の添付書類である様式第 17 の 4 の 2 から 8 の作成等）を行うこととなるが，その際には，少なくとも，当該事業者の法定機能（音声伝送交換機能，MNP 転送機能，SMS 伝送交換機能及びデータ伝送交換機能）ごとの原価，資産等の詳細な内訳に係る情報の共有は避けられないと考えられる。</p> <p>接続料の算定に当たり，競争関係にある算定事業者と共同設定者がそうした情報</p>

	<p>を共有する場合には、互いの費用、資産等の内訳が明らかになることにより、現在又は将来の事業活動に係る価格等重要な競争手段の具体的な内容に関して、相互間の予測を可能にするような効果を生じさせる可能性も考えられ、これにより、事業者間に競争制限に係る暗黙の了解又は共通の意思が形成される場合には、独占禁止法上問題となると考えられる。</p>
--	---

意見書

令和元年7月22日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 108-0075

(ふりがな)

とうきょうとみなとくこうなんにちょうめじゅうろくばんいちごう

住 所

東京都港区港南二丁目16番1号

(ふりがな)

かぶしきがいし

氏 名

UQコミュニケーションズ株式会社

や

だいひょうとりしまりやくしやちょう すが たかし

代表取締役社長 菅 隆志

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等（新旧対照表）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当する記載	意見
<総論>	<p>これまで、第二種指定電気通信設備制度を新たな事業者に適用する際には、事業者間の接続交渉上の優位性の有無について検証するとともに、指定基準となる特定移動端末設備のシェアの閾値についても併せて検討されてきたと認識しています。</p> <p>今回のBWA事業者に対する第二種指定電気通信設備の指定の検討にあたっては、BWAに関する利用状況や競争環境を踏まえた従来の指定基準の妥当性等について一切の議論がなされないまま、従来の電話サービスを念頭に決められた基準が適用されることとなっています。</p> <p>今般BWA事業者を第二種指定電気通信設備（を設置する）事業者として指定する際の指定基準超過は、携帯電話事業者のキャリアアグリゲーション端末においてBWA事業者の周波数を利用していることによるものと理解していますが、接続交渉上の優位性を測る観点からは、キャリアアグリゲーションにおけるMVNOとの交渉上の優位性は携帯電話事業者にのみ存在していることから、本来は、二種指定制度における特定移動端末設備数として、携帯電話事業者及びBWA事業者を合わせて2カウントとするべきではないと考えます。</p> <p>総務省におかれましては、市場の実態を踏まえた適切な制度の運用をお願いいたします。</p>

以上

意見書

令和元年7月22日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 163-8460  
住所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号  
氏名 KDD I 株式会社  
代表取締役社長 高橋 誠

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等（新旧対照表）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当する記載	意見
＜総論＞	<p>これまで、新たな事業者を第二種指定電気通信設備（を設置する）事業者として指定する際は、事業者間の接続交渉の優位性の有無について検証するとともに、指定基準となる特定移動端末設備のシェアの閾値についても併せて検討されてきたと認識しています。</p> <p>今回の BWA 事業者に対する第二種指定電気通信設備の指定の検討にあたっては、指定基準の見直しについて一切の議論がなされないまま、従来 of 電話サービスを念頭に決められた基準を適用することとなっています。</p> <p>今般 BWA 事業者の特定移動端末設備数が、第二種指定電気通信設備（を設置する）事業者として指定する際の指定基準を超過した背景は、当社が主体的に販売するキャリアアグリゲーション端末が、当社が卸取引を通じて利用する BWA 事業者の周波数に対応しているためと認識しています。しかしながら、二種指定制度における接続交渉上の優位性の観点では、MVNO に対する当該優位性は当社のみが存在していることから、特定移動端末設備数としては当社設備としてのみカウントすべきであり、当社及びUQ コミュニケーションズのそれぞれの設備として二重にカウントするべきではないと考えます。</p> <p>現在、全国 BWA 事業者の二種指定制度化にかかる関係省令の改正案について諮問されているところですが、総務省においては市場の実態を踏まえて過度な規制を課すことのないよう運用をお願いします。</p>

意見書

令和元年 7月 22日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンク株式会社  
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO  
みやうち けん  
宮内 謙

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな)  
氏 名 Wireless City Planning 株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう けん しーいーおー  
代表取締役社長 兼 CEO  
みやうち けん  
宮内 謙

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等（新旧対照表）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等（新旧対照表）」に対する意見募集に關し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

該当箇所	意見
<p>総務省告示</p> <p>電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十四条第一項及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の九の二第一項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を次のように指定する。</p> <p>（略）</p>	<p>第二種指定電気通信設備制度については、その歴史的経緯（当時の弊社（旧社名「ソフトバンクモバイル株式会社」）設備を当該制度に当て嵌めるという意向）により、端末シェア 25%超から 10%超に指定の閾値が変更となりましたが、当時は主に音声接続を念頭に置いており、データ通信サービスにおいて「複数のネットワークを 1 端末で利用する」という利用方法は想定されていませんでした。</p> <p>この点に関連し、「モバイル市場の競争環境に関する研究会（以下、「モバイル研究会）」においても、当該ケースにおいて「端末設備数のカウント方法について共通理解を得るようルールを明確にすべき」「過剰規制にならないように整理」すべき等の意見が構成員より出されている認識です。</p> <p>また、音声系サービスを念頭にいた場合、各事業者が有する利用者との通信の確保のため、個々の事業者のネットワークとの（直接・間接問わず）接続が必須であるという点において、大手事業者が相対的にシェアの低い事業者に対し交渉優位性を有するという原理は理解できるものの、全国的にサービス展開する MNO の最低 1 社と接続等を行うことでサービス提供が成り立ち得るデータ通信サービス、中でもとりわけ「電波利用の連携機能」については、音声系サービスにおける「交渉優位性」の判断基準（閾値）をそのまま制度的に当て嵌めることが必ずしも実態に沿っているとは言い難い側面もあると考えます。更には、この点に関連し、5G時代においては、資本関係を有する事業者間に限らないネットワーク連携機能の提供等も想定され得るところ、現行の指定電気通信設備制度における接続制度や会計制度の適用等を義務付けることがビジネス形態と合致しなくなる可能性も十分に想定されます。</p>



該当箇所	意見
	<p>加えて、今回の指定対象の1社である Wireless City Planning 株式会社のように小売り事業を原則行っていない事業者（他社に設備を貸し出すことによる対価が収益の中心をなす事業者）について、「接続会計」による算定の義務付けを行うことは、当該事業者の収益構造への影響も生じかねず、過剰規制となる懸念が極めて高いと考えます。</p> <p>以上のことから、周波数割当てや収益拡大のインセンティブの多寡を根拠として、単に「端末シェア 10%超」という閾値のみをもって、当該機能提供に際して「交渉上の優位性」を有するとの帰結を導き、自動的に「第二種指定電気通信設備制度」を適用する制度整理については原則として反対の立場です。</p> <p>将来的にも発生し得るネットワーク連携機能に対する指定電気通信設備制度等の当て嵌めについては継続的な検討が必要と考えますが、今般のモバイル研究会における議論ポイントが、MNOと全国 BWA 事業者における「データ伝送役務における電波利用の連携」機能の MVNO に対する提供並びに、事業者間の取引の透明性確保であったことを踏まえれば、現時点で全国 BWA 事業者に、第二種指定電気通信設備制度を適用することは早計であり、電波利用の連携機能を有する MNO に対して、卸役務提供の規律を導入することや、連携機能に関わる複数事業者間の取引条件の透明性を高める制度を導入することでも、十分に目的を満たすものと考えます。</p>

該当箇所	意見
<p>電気通信事業法事業法 施行規則 第 23 条の 9 の 4 第 2 項</p> <p>自らの電気通信設備を他の電気通信事業者（以下この項において「間接接続事業者」という。）の第二種指定電気通信設備と一体的に運用する場合において、自らの伝送路設備の一端と接続される特定移動端末設備と他事業者（間接接続事業者を除く。）が設置する電気通信設備との間の伝送交換の全てが、間接接続事業者の標準的接続箇所により行われると総務大臣が認める場合は、前項の規定による箇所に代えて当該箇所を標準的接続箇所とし、当該伝送交換の一部が間接接続事業者の標準的接続箇所により行われると総務大臣が認める場合は、前項の規定による箇所に加えて当該箇所を標準的接続箇所とする。</p> <p>第二種指定電気通信設備接続料規則 第 16 条 第 1 項～第 3 項</p> <p>二以上の事業者が法定機能の全部又は一部をそれらの第二種指定電気通信設備により実現する場合には、当該二以上の事業者は、当該全部又は一部の法的機能に係る接続料を算定する一の事業者を明らかにして総務大臣の承認を共同して受けた上で当該接続料を設定しなければならない。</p> <p>2 前項の承認を受けた二以上の事業者のうち同項の一の事業者に関する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>（略）</p>	<p>現行の電気通信事業法（以下、「事業法」）第 34 条（第二種指定電気通信設備との接続）においては、「同一の電気通信事業者が設置するもの」を第二種指定電気通信設備として指定できることとされており、当該規定のみで、複数の事業者間の連携機能の取り扱いについても包含されると解することは法の拡大解釈にあたる懸念が高いと考えます。</p> <p>MNO と全国 BWA 事業者の連携機能に関する第二種指定電気通信設備制度の当て嵌めについての弊社共の考えは前述の通りですが、仮に間接接続事業者の接続箇所を標準的接続箇所として定める場合、及び MNO と全国 BWA 事業者に対して一体的な接続料設定を義務付ける場合においては、施行規則や接続料規則による手当のみでは不十分であり、事業法の改正を伴う措置を講じることが適切であるとの認識です。</p> <p>従って、現行の法体系を前提として、当該連携機能に対する規律を定めるのであれば、省令等により特例的な規定を行うのではなく、前述のとおり、MNO の卸業務に対する規律の導入等で措置することが適切と考えます。</p>

該当箇所	意見
<p>MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン</p> <p>2 電気通信事業法に係る事項</p> <p>(2) MVNOとMNOとの関係</p> <p>2) 事業者間接続による場合</p> <p>イ 二種指定事業者の接続に係る規律</p> <p>(ウ) アンバンドル機能等</p> <p>イ) アンバンドル機能</p> <p>なお、各アンバンドル機能を複数の区分に細分し<sup>30</sup>、当該アンバンドル機能全体について接続料を定めない場合は、接続約款の変更命令の対象となる可能性がある。</p> <p>ただし、複数の二種指定事業者が、アンバンドル機能をそれらの第二種指定電気通信設備により実現する場合であって、利用者への役務の提供実態等に照らし当該アンバンドル機能を複数の区分に細分して接続料を設定する場合には、当面、二種接続料規則第3条に基づく総務大臣の承認を受け、必要性・重要性の低い区分については接続料を設定しないことができるものとする。</p>	<p>仮に現行の第二種指定電気通信設備制度を前提として、MNOと全国BWA事業者の連携機能にかかる接続料設定を定める場合においては、ガイドラインにあるとおり、「必要性・重要性の低い区分」については接続料設定を免除いただくことが最低限の措置として必要であると考えます。</p> <p>なお、「必要性・重要性の低い区分」の判断にあたっては、モバイル研究会における議論を適切に踏まえていただき、仮にその判断基準の見直しを検討する場合には、研究会等の議論を経たうえで、改めて整理していただくことを要望します。</p>
<p>MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン</p> <p>2 電気通信事業法に係る事項</p> <p>(2) MVNOとMNOとの関係</p> <p>2) 事業者間接続による場合</p> <p>イ 二種指定事業者の接続に係る規律</p> <p>(オ) 接続料の設定</p> <p>ク) 複数の二種指定事業者による接続料設定</p> <p>b 利潤算定</p> <p>(a) 利潤算定の基礎となる算定事業者及び共同設定事業者の貸借対照表等に計上された額を合算の上、利潤を算定する。この際、投資と資本の相殺消去、債権と債務の相殺消去、算定事業者及び共同設定事業者間の取引高の相殺消去等、企業会計における連結財務諸表の作成に準じた処理を行い、それぞれの処理に係る事業者名、金額、理由を示した上で、所要の金額を控除する。</p>	<p>利潤の算定において、相殺消去した場合の事業者名、金額、理由を示すこととなっておりますが、様式第17の4の8について、理由を記載する欄が存在しないため、備考欄を追加する等、様式の見直しを行うことが必要であると考えます。</p>

# 意見書

令和元年7月22日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号  
住所  
氏名

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等（新旧対照表）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

本改正に賛成である。  
適切な改正であると思われた。

以 上